

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 6 6 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 4 年 6 月 2 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の対象及び監査の期間

選挙管理委員会事務局 令和 4 年 4 月 8 日（金）

第 2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和 2 年度及び令和 3 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

〔選挙管理委員会事務局〕

【指導事項】

1 例規の整備について

「平戸市選挙関係事務執行規程」及び「平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程」について、押印の廃止に伴う公職選挙法施行規則の一部改正により、令和3年6月に各様式の改正を行っていた。

しかしながら、同規則に基づく改正がされていない様式が複数あったので、適正な例規整備に努められたい。

2 契約事務について

(1) 検査調書等について

各選挙を執行するにあたり、委託契約などを締結しているが、当該契約業務の履行を確認した際に作成されるべき検査調書又は検収調書が作成されていない事案が見受けられた。

平戸市契約規則及び平戸市物品管理規則などの関係例規に基づき、適正な履行確認をされたい。

(2) 契約変更伺等について

業務委託契約について、契約変更伺をしないまま、業務委託変更請書を徴している事案が見受けられた。また、業務委託変更請書中、「4. 業務委託金額の増（減）額」及び「5. 契約保証金追納（還付）額」欄に記載の誤り等があった。

平戸市契約規則などの関係例規に基づき、適正な事務処理をされたい。

(3) 予定価格調書について

平戸市契約規則において、予定価格調書を作成する必要がある契約について作成している事案が見受けられ、うち一部では記載された内容に誤りがあった。

平戸市契約規則などの関係例規に基づき、適正な事務処理をされたい。

3 選挙管理委員会の会議録について

令和3年9月1日、同年10月9日及び同年12月1日に開催した選挙管理委員会において、平戸市選挙管理委員会規程第13条による会議録は作成されているものの作成後の委員長及び同事務局内における決裁がなかった。

また、会議の中での発言要旨が記載されておらず、どのような説明と協議がされたのか概要がわからないので、要点筆記などの方法により会議録の充実を図り、ホームページへの掲載など市民に対し幅広く周知されたい。

【意見】

選挙概要の作成について

国政選挙（衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙）及び県政選挙（長崎県知事選挙及び長崎県議会議員一般選挙）については、長崎県選挙管理委員会において、それぞれの選挙の記録を作成後、各市町に配布し情報の共有を図っている。

一方、平戸市長選挙及び平戸市議会議員一般選挙については、平戸市の市町村合併以降5回選挙が執行されており、期日前投票所や当日投票所における投票者数・投票率など各種数値は整理されているもののすべて個別管理となっている。

また、当該選挙にかかる事象がまとめられていないことから、統計的な活用には限界があり、汎用性にも乏しい状況といえる。

このため、長崎県及び県内各市町選挙管理委員会の事例などを参考としながら、例えば「候補者」「選挙人名簿登録者数」「投票結果」「開票結果」「選挙公営」「啓発」の項目に分類するなど当該選挙における状況が見て取れる選挙概要を作成し、選挙啓発の観点からホームページへの掲載と次回以降の各種選挙執行の手引きとされたい。